

大分県報

令和元年
第六八号
十二月二十七日

（金曜日）

目次

規則

告示

選挙管理委員会告示

公告

正誤

規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十七日

大分県知事 広瀬勝貞

令和元年十二月二十七日

大分県規則第五十三号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年大分県規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二号の5中「皮膚かいよう」を「皮膚潰瘍」に改め、同表第三号の3中「さく岩機」を「削岩機」に改め、同号の4中「せん孔、タイプ、電話交換、電信等の」を「電子計算機への入力を反復して行う」に、「手指のけいれん、手指、前腕等のけん、けんしよう若しくはけん周囲の炎症又はけい肩腕症候群」を「後頭部、けい部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害」に改め、同表第四号の3中「うるし」を「漆」に改め、同号の8中「7」を「8」に改め、同号中8を9とし、7を8とし、6の次に次のように加える。

7 石綿にさらされる業務に従事したため生じた良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚別表第一第六号の1中「の業務」の下に、「介護の業務」を加え、同表第七号の1から4までの規定中「尿路系しゅよう」を「尿路系腫瘍」に改め、同号の8中「中皮しゅ」を「中皮腫」に改め、同号の10中「肝血管肉しゅ」を「肝血管肉腫又は肝細胞がん」に改め、同号の15中「14」を「15」に改め、同号中15を16とし、14を15とし、同号の13中「骨肉しゅ又は甲状腺がん」を「骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫」に改め、同号中13を14とし、12を13とし、11を12とし、10の次に次のように加える。

11 オルトトールイジンにさらされる業務に従事したため生じたぼうこうがん別表第一中第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 相当の期間にわたつて継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋梗塞、心停止（心臓性突然死を含む。）、心室細動等の重症の不整脈、肺塞栓症、大動脈りゅう破裂（解離性大動脈りゅうを含む。）、くも膜下出血、脳出血、脳血栓症、脳塞栓症、ラクナ梗塞又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病

九 人の生命にかかわる事故への遭遇その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象を伴う業務に従事したため生じた精神及び行動の障害並びにこれに付随する疾病

第一号様式中「条例第二章 補償及び福祉事業（第6条から第17条まで）に規定する各種の補償」を「条例第二章に規定する各種の補償」に改める。

第十九号様式（その一）から第二十三号様式（その二）までの規定中「（第26条関係）」を「（第27条関係）」に改める。

附則

大分県報（規則）

この規則は、公布の日から施行する。

○ 告 示

大分県告示第三百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和元年十二月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。

令和元年十二月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長
一般国道二一七号	大分市大字一尺屋字吉ノ上四二九六番四から 大分市大字一尺屋字吉ノ上四三八二番三まで	前 後	メートル 一四・六 一〇・九	メートル 一四五・二
		後	四〇・二 一・二・八	一四五・二

○ 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

大分県選挙管理委員会告示第五十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項の規定による令和元年十二月五日現在で大分海区漁業調整委員会の委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

令和元年十二月二十七日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一、五七五人

○ 公 告

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり大分県地方方法務局長から公共測量の実施について通知があった。
令和元年十二月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 作業の種類

公共測量（登記所備付地図作成作業）

二 作業の地域

大分市上野町、六坊南町、上野丘西及び上野丘東

大分市大字上野、金池南二丁目、上野丘一丁目及び元町の各一部

三 作業の期間

令和元年十一月一日から令和三年三月三十一日まで

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次のとおり九州農政局駅前川農地整備事業所長から公共測量を終了した旨の通知があった。
令和元年十二月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 作業の種類

公共測量（確定測量）

二 作業の地域

宇佐市安心院町 矢津及び尾立地内

三 作業の終了日

平成三十一年三月八日

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次のとおり九州農政局駅前川農地整備事業所長から公共測量を終了した旨の通知があった。
令和元年十二月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 作業の種類

公共測量（基準点測量）

二 作業の地域

宇佐市安心院町古川、大見尾
 三 作業の終了日
 平成三十一年三月十九日

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の
 開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。
 令和元年十二月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称
 玖珠郡玖珠町大字四日市字井ノ尻百八十四番一ほか三筆、字下ノ市五百三十一番五ほか
 一筆、字祝林七百三十五番二ほか二筆、字上ノ原八百四十番二ほか七筆及び八百四十八番
 八の一部並びに字西ノ原九百六十八番一ほか二筆並びに大字綾垣字池ノ原千三十一番一ほ
 か一筆及び千八十三番九地先里道並びに字下綾垣千百五十七番六及び千百五十七番六地先
 里道（二工区）

二 開発区域の面積
 二十四万三千二百三十九・六六平方メートル（二工区）

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名
 大分市城崎町二丁目三番三十二号
 大分県土地開発公社
 理事長 諏訪義治

四 完了検査年月日
 令和元年十二月三日

○正 誤

平成三十年七月二十七日付け大分県報号外（六一）に登載の大分県告示第四百七十六号
 （大分県のくろまぐろの保存及び管理に関する計画）中の訂正

ページ	段	行	誤	正
一	下	右から六	第十項において準用する同 条第五項	第四条第五項

平成三十一年一月十五日付け大分県報第三〇五〇号に登載の大分県告示第十五号（大分県
 のくろまぐろの保存及び管理に関する計画の一部変更）中の訂正

ページ	段	行	誤	正
五	下	左から七	海洋生物資源の保存及び管 理に関する法律（平成八年 法律第七十七号）第十項	同条第十項

平成三十一年四月十二日付け大分県報第三〇七五号に登載の大分県告示第二百十二号（大
 分県のくろまぐろの保存及び管理に関する計画の一部変更）中の訂正

ページ	段	行	誤	正
二	上	右から十	海洋生物資源の保存及び管 理に関する法律第十項	同条第十項